

B - 1 . 食品の安全・安心の確保

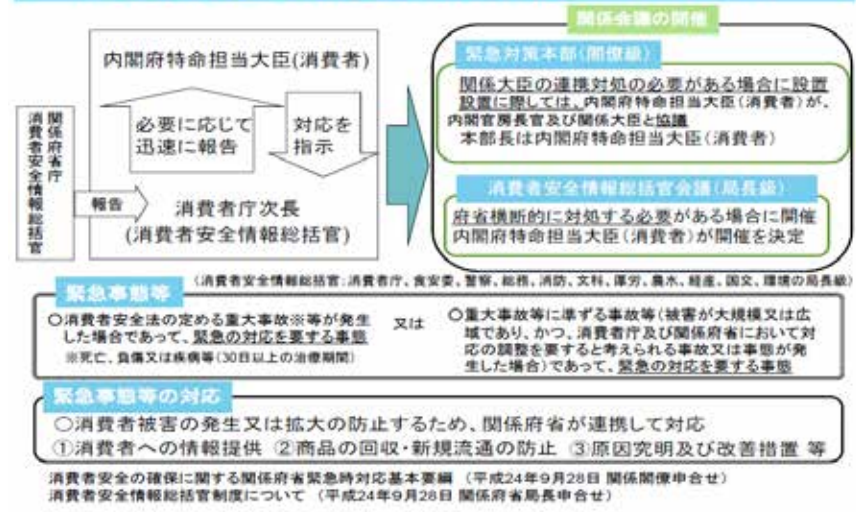
【背景・現状】

1. 平成28年1月に発覚した廃棄食品の不正流通事案を受け、「食品安全行政関係府省連絡会議」において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」(平成28年2月)を取りまとめ、対応状況についてフォローアップ継続中。
2. 「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月、TPP総合対策本部決定)において、「食の安全・安心」に関する施策として、食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進等が盛り込まれたところ。
3. 消費者への食の安全に関する情報発信については、国会審議の場において総理からも、より分かりやすい情報発信に努める旨答弁。
4. 「食品に関するリスクコミュニケーション研究会」を開催し、消費者庁の今後のリスクコミュニケーションの取組方向について報告書を取りまとめ。

【工程表(主な記載事項)】

1. 緊急事態等の対応については、関係府省が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。【消費、食安委、厚労、農水、環境】 (1(2) P13)
2. 「総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月、TPP総合対策本部決定)」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションに取り組む。【消費、内閣、食安委、厚労、農水、環境】 (1(4) P24)
3. 関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信を行う。【消費、関係府省】 (1(4) P24)
4. 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施。【消費、復興、食安委、厚労、農水、環境】 (1(4) P24)
5. 平成28年3月から、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法等におけるHACCP()による衛生管理の制度化に向けた検討を行い、同年12月に最終取りまとめを公表。
6. 今後、これを踏まえ、食品衛生法の改正等を検討。【厚労】 (1(4) P25)

消費者安全に関する緊急事態等の対応について



【工程表(主なスケジュール)】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
食品の安全・安心の確保					
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全の関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等の定期的な開催、緊急事態等の日頃からの適切な訓練及び事態発生時における迅速かつ適切な対応【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】 「総合的なTPP関連政策大綱」、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを推進【消費者庁、復興庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】
					<ul style="list-style-type: none"> 食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信の取組【消費者庁、関係府省】 ・ HACCP支援法に基づく、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援 ・ 高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】 (HACCP：危害分析重要管理点)
					HACCPによる衛生管理の制度化の検討【厚生労働省】

() 危害要因をあらかじめ分析してリストアップし、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録するシステム。

B - 2 . 食品ロス削減の推進

【背景・現状】

- 我が国の食品ロスは、年間642万トン発生。
事業系(331万トン)と家庭系(312万トン)がほぼ同量発生
- 関係省庁(5府省庁)等連絡会議で、各々の取組等について情報交換
- 平成28年5月、公明党食品ロス削減推進PTが総理宛てに提言

【工程表(主なスケジュール)】

(4(2) P100)

- 食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」を展開する。また、ロゴマーク「ろすのん」を周知する。【消費、文科、農水、経産、環境、関係省庁】
- 食品ロス発生量の推計を継続的に実施する(年一回程度)。【農水、環境】また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農水、環境、消費】
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する(毎年度)。【消費】
- 平成27年度に作成した食品ロス削減による環境負荷低減効果の計算ツールを食品ロス削減国民運動において活用する。【消費、環境】
- 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。【農水、経産、消費】
- 飲食店等における食べ切れる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【農水、消費、関係省庁】
- 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組(フードバンク活動)に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動に対する消費者の理解を促進する。また、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図る。【農水、消費、関係省庁】
- 学校給食に関する取組など、地方公共団体の優良事例等を全国へ情報提供を行う。【環境】
- 学校における取組の全国への情報提供を行う。【文科】
- 食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する。【消費、関係省庁】
- 消費者行政新未来創造オフィスにおけるモデル事業を実施する。【消費】

●日本の食品ロスの大きさ

- 日本の食品ロス(年間約632万トン)は、世界全体の食料援助量の約2倍。
- 国民1人1日当たり食品ロス量は、おおよそ茶碗1杯分のご飯の量に相当。



【工程表(主なスケジュール)】

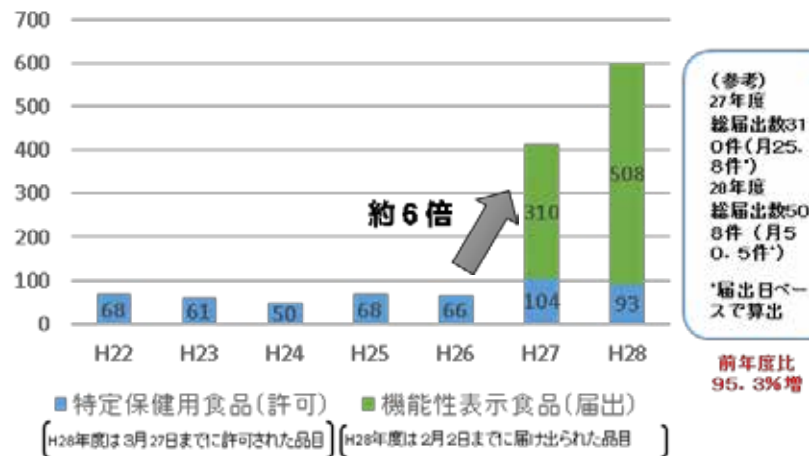
項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ロゴマーク「ろすのん」の周知 【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】 				
	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス発生量推計の継続的実施(年一回程度)【農林水産省、環境省】 食品ロスの内容・発生要因等の分析【農林水産省、環境省、消費者庁】 				
	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査(毎年度)【消費者庁】				
	食品ロス削減による環境負荷低減効果の算定【環境省】				
	食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進【農林水産省、経済産業省、消費者庁】				
	食べきれず残った分量のメニューの充実や持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知【農林水産省、消費者庁、関係省庁】				
	賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などを有効活用する活動(フードバンク活動)への支援及び活動に対する消費者の理解促進【農林水産省、消費者庁、関係省庁】				
	学校給食に関する取組など、自治体の優良事例等の全国への情報提供(情報提供事項等については随時見直しを行う)【環境省】				
	学校における取組の全国への情報提供【文部科学省】				
	消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直し)【消費者庁、関係省庁】				
消費者行政新未来創造オフィスにおけるモデル事業の実施【消費者庁】					

B - 3 . 食品表示の充実による多様な選択機会の確保

【背景・現状】

1. 平成27年4月、食品表示法が施行。また、食品の機能性を表示することができる新たな「機能性表示食品制度」を同法の下に創設。
2. インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、機能性関与成分の取扱い等の残された検討課題については、検討会を開催し、報告書を公表。
3. 特定保健用食品については、平成28年4月に消費者委員会から発出された建議を受けて対応。また、昨年の特典保健用食品の許可取消しを受けた再発防止策の一環として、新たな知見を入手した場合には消費者庁に報告すべき義務を内閣府令において明確化（平成29年3月）。
4. 上記建議を受けて、食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底を実施。

新たに機能性の表示が可能とされた食品数



【工程表(主な記載事項)】

〔2(3) P44〕

1. 平成27年度から施行した食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。また、食品表示法附則第19条の規定に基づき、施行3年後に施行状況を勘案し、必要に応じて制度の見直しを検討。【消費】
2. インターネット販売等における食品表示については、公表された報告書を事業者にも周知し、消費者への普及啓発に努めている。【消費】
3. 加工食品の原料原産地表示については、公表された報告書を踏まえた食品表示基準の一部改正案を消費者委員会に諮問しており、改正に向けた作業を行う。【消費】
4. 遺伝子組換え表示の在り方については、平成29年4月から検討会を開催する予定。【消費】
5. 食品添加物表示については、現状を把握した上で、必要な検討を行う。【消費】
6. 機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度を適切に運用する。また、機能性表示食品制度については、公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を行う。【消費】
7. 特定保健用食品については、買上調査の実施や製品に係る公開情報の充実など運用の見直しに向けて取り組む。【消費】

【工程表(主なスケジュール)】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等	新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発【消費者庁】				
	食品表示法附則第19条の規定に基づく見直し検討【消費者庁】				
	実態を踏まえた個別課題の検討【消費者庁】				
	インターネット販売等における食品表示の検討【消費者庁】				
	加工食品の原料原産地表示の検討【消費者庁】				
機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度の適切な運用、消費者、事業者等に対する制度に関する普及啓発【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】	遺伝子組換え表示の検討【消費者庁】				
	食品添加物表示の検討【消費者庁】				
	新たに施行される機能性表示食品制度の残された検討課題について検討				
いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度の適切な運用、消費者、事業者等に対する制度に関する普及啓発【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】				
	食品の機能性等を表示する制度(いわゆる健康食品を含む食品全般)に関する監視の強化、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底【消費者庁】				
	食品の機能性等を表示する制度改正の要否の検討【消費者庁】				

C - 1 . 子供の事故防止

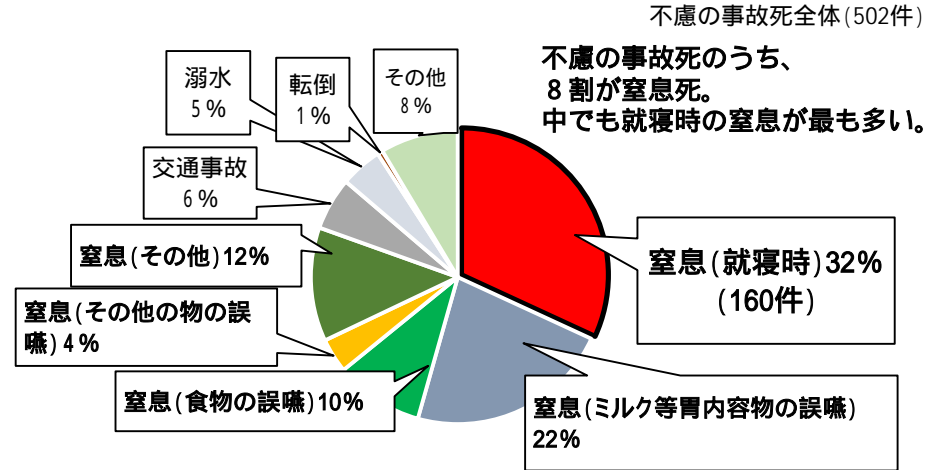
【背景・現状】

1. 年間約200人の子供(4歳児以下)が、食品や製品による窒息、交通事故、溺水等の不慮の事故により死亡
2. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の最終取りまとめを行い、最終報告書を作成、公表。
3. 平成28年4月からは「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、検討を開始した。
4. 平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(9府省庁が参加)を設置。消費者庁において、厚生労働省の人口動態調査票を分析し、0歳児の就寝時の窒息事故に関する注意喚起を実施(平成28年10月)。

【工程表(主な記載事項)】

1. 教育・保育施設等における事故の発生及び再発の防止に向け、国の設置する有識者会議において、地方自治体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討。【内府、文科、厚労】
〔1(2) P13〕
2. 子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(9府省庁が参加)において、子供の事故防止策を検討・推進。【消費、関係省庁】
〔1(1) P3〕

0歳児の不慮の事故死の原因



厚生労働省「人口動態調査」調査票情報(平成22年から平成26年までの5年間分)

【工程表(主なスケジュール)】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
子供の事故防止		教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の設置と事故の再発防止策に関する検討、地方自治体による重大事故の検証【内閣府、文部科学省、厚生労働省】			
		子供の事故の動向の分析及び子供の事故に関する消費者意識調査の実施【消費者庁】			
		子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催【消費者庁、関係府省庁】			

C - 2 . 成年年齢引下げに対する対応

【背景・現状】

1. 平成27年6月に成立した公職選挙法改正法附則において、民法の成年年齢の引下げの検討を行うこととされた。
2. 成年年齢の引下げに向けた動きがある中で、新たに成年となる者の消費者被害の防止策や救済策について検討する必要。
3. 消費者委員会の下に設置された「成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ」において、報告書を取りまとめ(平成29年1月)。

【工程表(主な記載事項)】

1. 高校生向け教材を作成し、計画的に配布するとともに効果的な活用に努める。さらに、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討。〔4(2) P94〕
2. 鳴門教育大学への専門家派遣の実施、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成。〔消費〕〔4(2) P96〕
3. 大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進。〔消費、文科〕〔4(2) P96〕
4. 小中学校学習指導要領を平成28年度中に、高等学校学習指導要領を平成29年中に改訂予定(小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面实施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定。)。〔文科〕〔4(2) P96〕
5. 広報活動や法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の意義についての理解を広める。〔法務〕〔4(2) P99〕

【工程表(主な記載事項)】

6. 消費者契約法の見直し(成年年齢引下げに対応するために検討すべき内容も含まれる)については、内閣府消費者委員会の審議に対して、適切に協力を行うなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔消費、法務〕
7. 環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育と消費者教育の連携を強化する。〔消費、関係〕

【工程表(主なスケジュール)】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
民法の成年年齢引下げに対する対応		成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】				
		高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け教材を作成	・作成した教材の計画的な配布 ・効果的に活用(アクティブ・ラーニングの視点からの手法等も検討)			
			消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣〔消費〕	小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成		
				児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討		
				大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。〔消費者庁、文部科学省〕		
			<消費者契約法の見直し>消費者委員会の審議に対し、適切に協力するなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔消費者庁、法務省〕			
			<特定商取引法>悪質性や緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁、経済産業省】			

C - 3 . 高齢者の消費者被害の防止策の強化

【背景・現状】

< 身元保証等高齢者サポート事業 >

1. 高齢化の進行や独居高齢者の増加に伴い、1人暮らしの高齢者等を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい業務形態が生まれているが、指導監督機関が不明確、利用者からの相談情報も把握されていないなどの課題。
2. 消費者委員会が平成29年1月に「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を发出。

< 高齢者向け住まい >

- ・ 高齢者が安心して入居し生活できるようにするため、有料老人ホームの前払い金の保全措置の徹底や入居希望者への情報提供の充実が必要。

【工程表(主な記載事項)】

< 身元保証等高齢者サポート事業 () > [3(2) P61]

1. 身元保証等高齢者サポート事業について関係省庁と連携し実態把握を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を検討・実施。【消費、厚労】
2. その上で、身元保証人等のいない場合の適切な取扱いについて、病院・福祉施設等や都道府県等に周知。【厚労】

< 高齢者向け住まい >

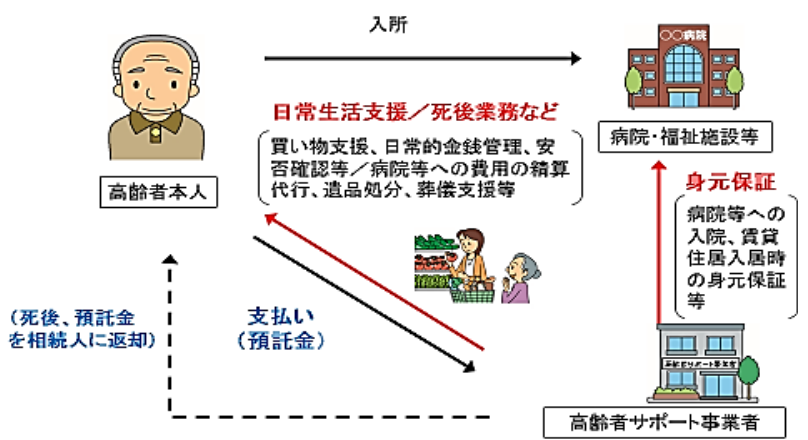
- ・ 前払い金の保全措置を徹底するよう指導を強化するとともに、廃業等の実態把握と廃業時等の入居者の居住の保護を図るための運用を徹底する。さらに、入居希望者への情報提供の充実を図る。【厚労、国交】
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)を盛り込んだ法案を平成29年通常国会に提出。

< 地域の見守りネットワークの構築の推進 > [6(2) P156]

- ・ 平成28年4月1日の改正消費者安全法の施行を踏まえて、既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、消費者安全確保地域協議会の設立支援及び消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援により、地域の見守りネットワークの構築を推進。【消費】

() 一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態

< 身元保証等高齢者サポート事業のイメージ >



【工程表(主なスケジュール)】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応			身元保証等高齢者サポート事業の実態把握及び必要な措置の検討【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】	必要な措置の実施【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】	消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用するための情報提供【消費者庁、厚生労働省、国土交通省】
高齢者向け住まいにおける消費者保護		老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】	前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】	前払金に関する所要の対応を実施するため、法案を国会に提出【厚生労働省】	前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底、入居希望者への情報提供の充実【厚生労働省、国土交通省】
地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)	地方公共団体、関係機関への周知【消費者庁、関係省庁等】		< 改正消費者安全法の円滑な施行 > ・ 消費者安全確保地域協議会の設立支援(先進事例の収集・共有等) ・ 消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援(先進事例の収集・共有等)【消費者庁、関係省庁等】		